

生駒市人材確保等総合支援事業補助金 Q & A

補助金全般について

Q. 1 事業者あたり最大いくら補助されますか。

1 事業者あたり最大 130 万円です。ただし、条件を満たす事業者の場合は最大 260 万円となります。

Q. 上限額が増額となる条件とはなんですか。

市認定（IKOMASTAR 認定事業者、多様な働き方推進事業など）や国認定（くるみん・えるぼし・健康経営優良法人など）に該当する場合です。詳しくは、市 HP 内の「増額となる条件一覧」PDF をご確認ください。

Q. 複数回の申請は可能ですか。

市の予算及び 1 事業者あたりの限度額に達するまでは、申請が可能です。また、採用・育成・マッチングの各補助金についても、別々に申請することも、まとめて申請することも可能です。

Q. いつの期間の経費が対象ですか。

令和 8 年 4 月 1 日以降に開始し、令和 9 年 1 月 31 日までに支払が完了したものが対象です。令和 8 年 3 月 31 日までに開始した事業、及び令和 9 年 2 月 1 日以降の費用は対象となりません。

Q. 既に事業を始めてしまっていますが、申請は可能ですか。

本補助金については、令和 8 年 4 月 1 日以降に開始した事業であれば、既に開始済みのものも対象となります。なお、前述の通り 3 月 31 日以前から実施している事業については対象外となります。

Q. 個人事業主でも申請できますか。

申請は可能です。ただし、育成支援補助金については、ご自身ではなく従業員の資格取得・研修に限ります。

申請等の手続きについて

Q. 申請から補助金入金までの流れを教えてください。

- ①申請フォームから必要書類を添えて申請
⇒市が内容を確認し、問題がなければ「交付決定通知書」を送付
- ②申請内容に沿って事業を実施
- ③事業が完了し支払が完了したら 30 日以内に実績報告フォームから実績報告
⇒市が内容を確認し、問題がなければ「補助金額確定通知書」を送付
- ④請求フォームから口座情報等を入力して請求
⇒市が内容を確認し、概ね 1 か月程度で口座に補助金を振込

Q. 申請に必要な書類は何ですか。

申請フォームへの入力のほか、以下の書類が必要です。

【以下、HP よりダウンロードして記入してください】

- ・様式第 2 号 事業実施内容説明書
- ・様式第 3 号-1 補助金受給誓約書
- ・様式第 3 号-2 補助金受給誓約書（従業員用）★育成支援補助金のみ
- ・様式第 4 号 経費別明細書

【以下、ご自身でご用意ください】

- ・経費額が確認できる書類（見積書、注文書等）
- ・本市に事業所を有することを証する書類（登記事項証明書等）
- ・納税証明請求書（滞納のない証明）※本市課税課で取得してください
- ・補助金増額となる条件に当てはまることの証明（該当者のみ）

Q. 見積書がないのですが何を添付すればいいですか。

見積書が取得できない場合は、以下の書類など「金額が確認できる書類」をご用意ください。

- ・研修機関の公式サイトでの料金ページの写し
- ・パンフレット・チラシなど料金が確認できる資料
- ・受講申込書

Q. 事業内容が申請したときから途中で変更になったのですが、手続きが必要ですか。

申請した内容から変更となる場合（特に金額が変更になる場合）、実績報告の前に変更申請が必要となることがあります。事前に商工観光課へご相談ください。

※交付決定した額からの増額申請は認められません

Q. 実績報告に必要な書類は何ですか。

実績報告フォームへの入力のほか、添付書類として【実績額を支払ったことがわかる書類】が必要です。領収書・銀行の振込明細・通帳の該当部分の写し等をご用意ください。

※請求書だけでは、支払ったことがわかる書類とは認められません

Q. 請求フォームから補助金を請求したあと、どのくらいで補助金が入金されますか。

振込までの期間は、概ね 3 週間～1 か月を予定しています。

採用支援補助金について

Q. 採用支援補助金について、どのような経費が対象ですか。

主に以下の経費を想定しています。

- ・ 求人広告・求人サイト等への掲載費用
- ・ 人材紹介サービスの利用に係る費用
- ・ 採用代行サービスの利用に係る費用
- ・ 就職フェア等への出展に係る費用（交通費・旅費等を除く）

Q. 採用ができなかった場合でも補助金は支給されますか。

本市内の事業所で就業する人材の採用を目的とした活動であれば、実際に採用に至らなかった場合でも補助対象になります。

Q. アルバイトやパートの採用も補助対象ですか。

はい。採用予定の従業員の雇用形態や職種は問いません。ただし、人材派遣や業務委託等は従業員とみなされないため対象外です。

Q. 補助金交付決定後に、新たに採用活動を行いたいのですが補助対象にできますか。

採用活動が当初計画どおりに進まず、追加の取組を行う必要が生じた場合、その取組が独立した事業と判断できるときは、別事業として新規申請を認めます。

「様式第 2 号 事業実施内容説明書」に追加取組が必要となった理由および内容を記載の上、新たにご申請ください。

※同一の採用活動を不当に分割する申請は認められません。

育成支援補助金について

Q. 育成支援補助金について、どのような経費が対象ですか。

主に以下の経費を想定しています。

- ・本市内に就業する従業員が業務上必要な資格を取得するにあたり、事業者が従業員に代わって支払う費用

※対象となる資格は、HP 内「補助対象となる資格一覧」PDF をご確認ください。

※受験料・テキスト代等を対象とします。交通費・旅費・飲食費・各種手数料等は対象外です。

- ・業務上必要な技能・技術・知識等を習得させるため、本市内に就業する従業員に対して研修等を実施した費用

※受講料・テキスト代・講師謝礼等を対象とします。交通費・旅費・飲食費・各種手数料等は対象外です。

Q. 育成支援補助金について、アルバイトやパート従業員も補助対象ですか。

対象となる従業員は、「雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者」と定義していますので、雇用保険加入者であれば非正規従業員の方でも対象になります。

マッチング支援補助金について

Q. マッチング支援補助金とは何ですか。

マッチング支援補助金は、専門的なスキルを持った人材「LBP（ローカルビジネスパートナー）」と市内事業者をつなぎ、経営課題の解決や新たな取組を支援するための補助金です。皆さまの業務の一部を外部委託し、LBP と業務委託契約を締結する際に補助金をご利用いただけます。

この取組を促進するため、市内事業者の課題をヒアリングし、伴走支援を行う「人材確保等総合支援事業（イコフォス）」を実施しています。詳しくは特設サイトをご確認ください。

お問い合わせ

生駒市 地域活力創生部 商工観光課 産業雇用係

TEL：0743-74-1111（内線 2262）

Mail：keizai@city.ikoma.lg.jp